



前略 社長様

2016

1

Vol.088

◎今月のことは

「情報が 70% 集まり、70% ほどの自信をもって決断を下せるなら、行動せよ」

アメリカ海兵隊 "70%ソリューション"

TOPICS

▶ 住民税の特別徴収 100% 実施へ

個人住民税については、所得税と同じように事業者による給与天引き（特別徴収）義務がありますが、これまでは小規模な事業者については納税者本人による納付（普通徴収）も認められてきました。

昨今、個人住民税は滞納の増加が問題となっており、滞納防止の観点から特別徴収の推進が図られているようです。

▶ 給与を支払う事業者すべてが対象

神奈川県各市町村は平成 28 年度（平成 27 年中の所得に係るもの）から、東京都の区市町村は平成 29 年度から、原則として所得税源泉徴収義務のある事業者すべてを、個人住民税の特別徴収義務者に指定するとしています。



住民税の給与天引き 100% 実施へ

▶ 1 月 1 日現在の住所地に納める

特別徴収では前年中の所得に対する税金を、6 月から翌年 5 月にかけて徴収します。

天引きした住民税は翌月 10 日までに納付しますが、従業員が 10 人未満であれば、届出をすることで半年毎の納付とすることもできます。

▶ 具体的な切り替えのタイミング

自治体によって時期が異なるため、場合によっては普通徴収の人と特別徴収の人が混在することがあります。

具体的には、神奈川県在住の人は今年 6 月分から、東京都在住の人は来年 6 月分から、それぞれ特別徴収が必要です。

▶ 異動時には手続き忘れに注意

従業員が退職したときは、翌月 10 日までに市町村に対し異動手続きが必要です。

退職後は退職の時期によって「普通徴収に切替・一括徴収・他社で特別徴収継続」の何れかによることになります。

(山本)

猿は正義の味方に知恵を授ける参謀だった、の巻

ことしは猿（さる）年。猿は、「猿真似」や「猿芝居」「猿知恵」などあまりいい意味に使われない言葉に縁があります。



ことわざの「朝三暮四」では、結果はおなじなのに、目先のことにとらわれてコロッとだまされる愚かな役回りです。

慣用句やことわざの世界の中での猿の立場は少しかわいそうですね。猿は人間に似ているのにやっぱり人間には及ばないね…、そんな考えが背景にあるんでしょうけど。

さらに、「猿かに合戦」では敵役。

猿になにかいい役回りが与えられたことはないのかな。こうおもっていたら、ありました。おなじみ「桃太郎」の猿は、正義の味方（ただしは正義の味方のお供ですけど）として登場する！しかも、桃太郎のお供にはそれぞれ意味が与えられていて、猿は知恵、キジは勇気、犬は人徳を表すという説があるのです。

ことしはその説を採用できまりですね。猿は正義の味方に知恵を授ける参謀だった！

2016年、わたしども高橋会計事務所も、少しでも皆さまの役に立つアドバイスができるよう努力してまいります。

本年もよろしくお願いいたします。



(駿馬)

～編集後記～

お正月

今年は父母、兄家族と一緒に祖母のいる京都でお正月を迎えました。今回は一週間も滞在し、兄を含めた家族とそれだけ長く一緒にいるのは何年かぶりのことです。小さな姪とも一緒に初詣に行ったりと、ホッとして気持ち安らぐ時間を過ごすことができました。改めて家族というものはいいものだなと、感じました。リフレッシュもでき、今年も一年皆様のお力になれるようにがんばっていきたいと思います。本年も、どうぞよろしくお願いいたします。(和崎)

◎今月のすじ

17%。浅草寺のおみくじで大吉の出る確率。打率 1 割 7 分のバッターにヒットは期待しない。大吉ひくのはかなり幸運(?)

